

令和3年度第3回理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月15日(火) 午後1時55分
- 2 場 所 岡崎市東部学校給食センター研修会議室
- 3 現在の理事数 4名
- 4 出席理事及び監事 (理事) 4名 本多 克裕、加藤 基、蜂須賀 俊光、永谷 律子
(監事) 2名 柴田 匡司、杉浦 美穂
- 5 事務局 伊藤 満(事務局長)、宮瀬 和之(管理課長)、杉田 展宏(管理課担当課長兼総務係長)、平木 敦代(業務課長兼業務I係長)、後藤 芳章(管理課食育経理係長)、田中 典子(市教育委員会事務局教育政策課副課長)、杉浦 達也(顧問税理士)
- 6 議事の進行及び定足数の確認
 - (1) 議事の進行について
定款第41条の規定により、理事長 本多 克裕が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認について
事務局より定款第42条の規定により定足数を満たしているため、本会が成立していることを告げた。
- 7 議決事項
 - 第1号議案 令和3年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案について
 - 第2号議案 令和4年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算案について
 - 第3号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則の全部改正について
 - 第4号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程の一部改正について
 - 第5号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則の全部改正について
 - 第6号議案 役員賠償責任保険の加入について
 - 第7号議案 評議員会の開催について
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
 - (1) 第1号議案 令和3年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案について
議長から事務局に第1号議案について説明を求められ、事務局より、別紙「令和3年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案」に基づき、正規職員の中途退職者、家族の介護に伴う長期休業者、及び育児休業取得者がいたことにより、人件費に不用額が生じ減額となったことを主な要因として、当初の歳入歳出予算からそれぞれ950万円減額し、総額を27億817万円とすること等が説明された。
質疑はなく、議長は第1号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。
 - (2) 第2号議案 令和4年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算案について
議長から事務局に第2号議案について説明を求められ、事務局より、別紙「令和4年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算案」に基づき、事業計画では、協会の基本理念に掲げる考えのもと、食育事業及び給食調理事業等を行うこと等が説明された。
収支予算では、給食材料費が給食回数の増加や実施率の上昇等に伴い5,040万6千円の増額となっていること等が説明された。
加藤理事より、
今後も食育や給食調理の実際について、なるべく多くの方に宣伝・広報してほしいとの意見があった。また協会が行っている食品ロスへの取組と、その成果について質問された。
事務局より、質問について、
 - ・ 調理員に対し、食品ロスを抑えるための研修会を実施し、廃棄率が低下していること
 - ・ 食育事業において、参加者に対し食品ロスの低減に向け呼びかけを行っていること
 - ・ 給食食材のキャンセルについては、消費期限を適正に管理した上で、他センターの献立や別の日の献立で使用する等、極力食品ロスが発生しないよう調整していることが説明された。

他に質疑はなく、議長は第2号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(3) 第3号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則の全部改正について

議長から事務局に第3号議案について説明を求められ、事務局より、別紙「公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則」に基づき、労働施策総合推進法等の改正を踏まえ、職場におけるハラスメントを禁止し、ハラスメント防止に関する要綱を定め、相談・支援体制の構築を規定するものであること、また高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、令和7年4月1日から70歳までの就業機会の確保が義務化されることを踏まえ、当協会では法に先んじて、令和4年4月1日より、再雇用職員を70歳まで採用できるように規定するものであること等が説明された。

永谷理事より、70歳までの継続雇用について、

- ① 無期雇用への転換の取扱いはどうなっているか
- ② 無期転換について現状はどうなっているか の2点の質問がされ、

事務局より、質問について、

- ① 規則とは別に、臨時、嘱託職員について、要綱で無期雇用へ転換した職員の70歳までの雇用継続ができることを定めていること
- ② 臨時、嘱託職員について、通算契約期間が5年を終える職員は、協会に申し込むことで無期契約へ転換できる要綱となっていること

が説明された。

他に質疑はなく、議長は第3号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(4) 第4号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程の一部改正について

議長から事務局に第4号議案について説明を求められ、事務局より、別紙「公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程」に基づき、最低賃金法に基づき国が定める賃金の最低限度の引上げに伴い、初任給額を見直すとともに、今後の最低賃金の引上げに対応しうよう、職能給表を改定するものであることが説明された。

質疑はなく、議長は第4号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(5) 第5号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則の全部改正について

議長から事務局に第5号議案について説明を求められ、事務局より、別紙「公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則」に基づき、育児・介護休業法の改正を踏まえ、出生時育児休業制度及び育児休業の再取得や分割取得について、協会では法に先んじて、令和4年4月1日からの運用を規定するものであること、また同時に、子の看護休暇を取得可能な職員を祖父母まで拡充するとともに、子の対象年齢を中学校就学の始期に達するまでに拡充すること等により、職員がより一層、仕事と育児を両立できるよう規定するものであることが説明された。

永谷理事より、

- ① 男性の育休取得における本人への意思確認の方法はどのように行うか
- ② 制度が複雑化しているが、制度を十分活用できるように、職員に対し周知が必要だが、周知はどのように行うか の2点の質問がされ、

事務局より、質問について、

- ① チェック表を用いて、該当する職員に対し担当者が面談し、個別周知と取得意向の確認を行うこと
- ② ワーキンググループより、定期的に制度を周知するとともに、全職員に向けた制度紹介のパンフレット等を作成・掲示し、法の内容をわかりやすく紹介していること

が説明された。

他に質疑はなく、議長は第5号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(6) 第6号議案 役員賠償責任保険の加入について

議長から第6号議案について説明を求められ、事務局より、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」により、役員等の賠償責任保険契約の内容を決定するには理事会の決議によらなければならないこととされたため諮ることが説明された。

永谷理事及び柴田監事から、他団体において役員賠償責任保険を適用した例が発生した場合は、理事会

の都度、周知してほしいとの意見があった。

質疑はなく、議長は第6号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(7) 第7号議案 評議員会の開催について

議長から事務局に第7号議案について説明を求められ、事務局より、定款の規定により評議員会の開催を理事会で決議することが説明された。

質疑はなく、議長は第7号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

9 報告事項

職務の執行状況について

本多理事長が職務の執行状況について報告を行った。

以上をもって、議長は閉会を宣した。

閉会 午後2時50分